

税源の偏在是正について

令和8年6月29日

埼 玉 県

千 葉 県

神 奈 川 県

## 税源の偏在是正について

地方財政は、高校授業料の実質無償化や公立小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減といったこども・子育て政策の強化を含む社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、頻発する自然災害に備える国土強靱化、インフラ・公共施設等の老朽化対策などの重要課題への対応のほか、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の増加等も見込まれ、厳しい状況にある。

そのような中、東京都は地方交付税の算定における財源超過額が過去最大となる約2兆円にまで拡大しており、その潤沢な財源を基に「0～2歳児の第1子の保育料無償化」、「水道基本料金の無償化」に加え、新たに「0～14歳の子供に対する1人当たり1万1千円の支給」など住民への給付施策を続々と打ち出し、こども施策をはじめとした様々な施策において、周辺自治体との地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大している。

その主たる原因は、我々三県が繰り返し指摘していたとおり、東京都への税源偏在による税収の集中であり、令和8年度与党税制改正大綱においても、「財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている」とされ、その状況を踏まえ、「今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある」と明記されたところである。

さらに、大綱においては「新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る」、「加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」との偏在是正の具体的な方向性も示されたところである。

これに対し、東京都は「国と東京都の協議会」等において「税収の増減があっても財源が増減する割合は25%分となる現行の地方交付税制度が、自治体が努力するインセンティブを阻害している」との趣旨の主張を行っているが、このような主張は、偏在是正を必要とする背景にある財政力格差の問題から論点をずらすものであるのみならず、この主張に沿って増減割合を高めた場合、財政力の低い地方自治体から高い地方自治体への財源移転を通じて地域間格差をかえって拡大させ、全国の行政サービスに深刻な影響を与えるものと憂慮される。

我が国が人口減少時代を迎えている中、地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりを進める上でも、税源偏在への対応は、まさに待ったなしの状況である。

については、次の事項について要望する。

### 1 税源の偏在是正について

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、令和8年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組について早急に検討を進めること。

特に偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、特別法人事業税・譲与税制度を拡充することなどにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講ずること。

## 2 「国と東京都の協議会」の運営について

東京都が提起している「地方税財政制度全体のあり方の検証」等は、全国の地方自治体の財政運営や行政サービスに関わる内容であることから、国と特定の自治体である東京都による「国と東京都の協議会」において取り扱うべき内容を逸脱していることに十分留意し、同協議会を適切に運営すること。

令和8年6月29日

内閣官房長官 木原 稔 様

埼玉県知事 大野 元 裕  
千葉県知事 熊谷 俊 人  
神奈川県知事 黒岩 祐 治